

大学における発達障害学生支援の現状と学生支援コーディネーターの役割 —全国の国公立大学調査から—

○池田敦子
(東海学院大学人間関係学部)

高橋智
(東京学芸大学)

キーワード：発達障害、学生支援、学生支援コーディネーター

1. はじめに

独立行政法人日本学生支援機構の「平成 27 年度 (2015) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」によると、障害学生は前年度の約 1.5 倍に増加し、そのうち発達障害学生は前年度の 1.3 倍となり（このうち支援学生は 1.4 倍に増加）、発達障害や心身に多様な困難を抱える学生への早急な取り組みが求められている。また障害学生支援の専任スタッフ配置は全大学等の 148 校 12.5%、専任の学生支援コーディネーターの配置は 51 校 4.3% にすぎず、障害学生支援は十分な支援体制とはいえない現状にある。とくに障害学生支援室の設置、専任教員・スタッフの配置、とりわけ学生支援コーディネーターを配置した障害学生支援体制の整備と構築は緊急な課題である（池田・高橋：2016）。

上記の課題をふまえて本報告では、全国の国公立大学における障害学生支援室・障害学生支援スタッフへの調査をとおして、発達障害学生支援の現状と学生支援コーディネーターの役割について検討する。

2. 方法

- ①調査対象：全国の国公立大学の障害学生支援室の学生支援コーディネーターまたは中心となる支援担当者（障害学生支援室がない場合は学生支援部門）。調査大学は国公立大学 13 大学、私立大学 11 大学。
- ②調査方法：半構造化面接法（50 分程度）。
- ③調査期間：2016 年 10 月～2017 年 2 月。

3. 結果

障害学生支援室・障害学生支援部門の設置は、国公立大学は 11 大学 84.6%、私立大学は 8 大学 72.7% であった。国立大学では「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」以降、障害学生支援室等の予算化による支援室設置・人的配置により設置が進んだ。私立大学では、従来からの修学困難学生への修学支援から障害学生支援室に移行する例が多く、障害学生支援室が未設置な大学は心理相談室や学生課・学生支援課等が主な相談支援の場であった。

障害学生支援の主な支援担当者は「学生支援コーディネーター」7 大学、「学生支援室担当教員」7 大学、「学生支援室専門職員」3 大学、「学生課職員」4 大学、「学生心理相談室」2 大学、「学生支援部門看護師」1 大学であった。

学生支援コーディネーターの配置は国公立大学 5 校、私立大学 2 校、このうち任期（2～5 年）のある大学は 5 校であり、卒業後までを見据えた長期的支援の見通しがもてないという意見があった。学生支援コーディネーター配置の有無にかかわらず、全ての大学の支援部門の支援者は、「学生・保護者・教員からの相談、支援ニーズの整理、関係部署や教職員との連携、情報共有、ケース会議開催、配慮内容の相談、合理的配慮の申し入れ」等の業務を行い、支援の中心となるコーディネート機能を果たし、直接の修学支援を行う教職員を支える立場であった。

なお、障害学生支援部門に「コーディネーター」という名称で、主に専任の支援者の指示を受け、身体障害学生のボランティアの配置などの具体的支援、事務などの実務を行う常勤または非常勤の職員配置のある大学が 7 大学あった。

発達障害学生の支援が円滑に行われるための要因は、教職員と支援部門の支援者や学生支援コーディネーターが、支援の必要な学生の情報を日常的に共有し、支援会議・ケース会議の開催など、コーディネーター機能を発揮した支援が行われること

にあった。また、発達障害学生から自発的に支援の申し出がある場合はスムーズな支援につながるが多かった。

反面、支援者が発達障害学生の支援を行う際に困難に感じることは、①教員の発達障害学生に対する理解の不足、②支援者の人的な配置・予算の不足、③障害学生支援システムがない、④関係の教職員との連携の不足などであった。とくに発達障害学生当事者との関係では、①修学上困っていても自分の困りごとを説明できない、②自分の困っていることがわからない、③支援室に来なくなる・不登校に陥る・連絡が取れなくなること等が支援上の困難になっていた。

発達障害学生が抱えている困りごとの理解について、①これまでの家庭や学校生活により生じた二次的障害のために自責感が顕著に強いこと、②小中高時代から具体的な特別支援教育を受けた経験がなく、自分の困りごとがよく分からず支援の要請ができないこと、③支援要請ができず解決方法も不明であるために、結果として不登校・ひきこもり状態に陥りやすいことが指摘されている（池田・高橋：2016）。

発達障害学生支援においては、支援者や学生支援コーディネーターが修学上の困難だけでなく、生育歴から丁寧に聞きとり、不安軽減や支援ニーズを整理する支援が求められている。

4. おわりに

調査を通して、障害学生支援部門は学生支援コーディネーターの配置の有無にかかわらずコーディネート機能を果たし、支援の専門性の向上が求められている。

文部科学省（2017）の「障害のある学生の修学支援に関する報告（二次まとめ）」では、発達障害学生の支援の充実、専任スタッフ・学生支援コーディネーターの不足、専門職としての身分的位置付けに言及しているが、学生支援コーディネーターの役割は各大学に任されている現状である。

今後の作業課題は、発達障害学生支援の訪問面接調査の聞き取り内容を検討し、発達障害学生の修学における困難と支援ニーズ、支援の中心となる学生支援コーディネーターの役割を明らかにし、学生支援コーディネーターを軸とした障害学生支援のシステム開発をめざすものである。

【文献】

池田敦子（2015）大学における発達障害学生支援の現状と学生支援コーディネーターの役割—A 大学における学生支援コーディネーターの取り組みから—、『障害者問題研究』第 43 巻 2 号、pp.36-40。

池田敦子・高橋智（2016）大学の発達障害学生支援における学生支援コーディネーターの役割—発達障害学生の修学上の支援事例を通して—、『日本教育学会第 75 回大会発表要旨集』、pp.116-167。

池田敦子・高橋智（2016）大学における発達障害学生支援と学生支援コーディネーターの役割に関する動向と課題（第 2 報）、『日本特別ニーズ教育学会第 22 回研究大会発表要旨集』、pp.114-115。

池田敦子・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋・神長涼・石井智也・高橋智（2017）大学の教職課程における発達障害学生支援と合理的配慮、『東京学芸大学紀要総合教育科学系 II』第 68 集、pp.125-133。

文部科学省（2017）「障害のある学生の修学支援に関する報告（二次まとめ）」。

(IKEDA Atsuko, TAKAHASHI Satoru)